

徳川家光領知朱印状（西角井家文書No.6002）

大宮領武蔵国足立郡

高鼻村之内百石、上落合村内

貳百石、都合参百石事、任

去慶長九年三月十五日・元和

三年五月十四日両先判之旨、

永不可有相違之状如件、

寛永十三年十一月九日 ○（朱印「家光」墨塗り）

【読み下し】

大宮領武蔵国足立郡

高鼻村のうち百石、上落合村内

貳百石、都合参百石のこと、

去る慶長九年三月十五日・元和

三年五月十四日両先判の旨に任せ、

永く相違あるべからざるの状、くだんのごとし